

表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人日本警察犬協会本部が主催する審査会、競技会等（以下「本部行事等」という。）において、その運営等に多大な貢献・功労等が認められる個人や団体を表彰する手続を定めることを目的とする。

なお、「賞罰に関する規定」第3条（表彰の種類）第1項の各賞とは異なる表彰とする。

(被表彰者)

第2条 本部行事等の運営に多大な貢献・功労等が認められる下記の個人や団体に対して表彰する。

(1) 本部要員として5年以上にわたり本部行事等に協力した個人

(2) 本部行事等に5年以上にわたり協力した団体・学校等

(3) 本部要員として連続2年以上にわたり本部行事等に協力した学生

なお、上記の本部要員として協力した本部行事等は年間2大会以上とする。

2 当協会の公認訓練士として、本部行事等に通算して40回以上の出場回数を有し、本部行事等の運営に多大な貢献・功労等が認められ、かつ年齢が満60歳以上で表彰推薦時において、現役で活動されている公認一等訓練士正以上の訓練士

なお、前述の出場回数は、日本訓練チャンピオン決定競技会など1大会の出場回数を対象とする。

3 その他前項に準ずるような個人又は団体

(表彰推薦手続)

第3条 審査員会、各犬種クラブ、業務運営各部、各委員会及び各支部連合会等の各長等は、前条に該当し表彰することが適当と認められる個人又は団体について、別紙1又は2の推薦書に必要事項及び貢献・功労等を詳細に記載し本部事務局に提出する。

なお、前条第1項(1)及び(2)の被表彰者については、この規定の実施日から概ね5年を遡り推薦することができることとする。

2 本部事務局は、前項の推薦があった時は、関係各部、賞罰委員会等の長に表彰の適否について意見を伺い、その意見を添えて理事長の決裁を受けることとする。

3 前項において承認された被表彰者は理事会に報告する。

(表彰)

第4条 表彰は会長又は理事長が行い感謝状を贈ることとする。

(その他)

第5条 この規定は、平成30年2月7日から実施する。

2 この規定の改正は、理事長の承認を必要とする。

公益社団法人日本警察犬協会
会長 濱田 靖一 殿

平成 年 月 日

推薦者名 印

所属等

下記の者について表彰推薦いたします。
(下記1から4及び貢献・功労等は推薦者が記載)

1 氏名 :

2 生年月日 :

3 所属等 :

4 資格等 :

○ 貢献・功労等の内容

○ 関係各長等の意見

・関係部長等 (記載日:平成 年 月 日)
(記載者氏名: 印)

・賞罰委員会 (記載日:平成 年 月 日)
(記載者氏名: 印)

○ 理事長決裁欄

表彰推薦について [・承認する。 ・承認しない。]

平成 年 月 日

理事長

印

公益社団法人日本警察犬協会
会長 濱田 靖一 殿

平成 年 月 日

推薦者名 印

所属等

下記の団体について表彰推薦いたします。
(下記1から3及び貢献・功労等は推薦者が記載)

- 1 団体名 :
 - 2 代表者名 :
 - 3 所属等 :
- 貢献・功労等の内容

○ 関係各長等の意見
・関係部長等 (記載日:平成 年 月 日)
(記載者氏名: 印)

・賞罰委員会 (記載日:平成 年 月 日)
(記載者氏名: 印)

○ 理事長決裁欄
表彰申請について [・承認する。 ・承認しない。]

平成 年 月 日

理事長 印